

2015年4月23日

# プロジェクト報告書

団体名 特定非営利活動法人 自立生活センター・昭島

## ▼報告書の扱い、および記入にあたっての注意点

この報告書(精算報告書以外)は、ホームページなどで公開する予定ですので、広く読まれることを想定してご記入ください。また、編集段階で、表記・表現等を事務局で編集する場合がありますので、あらかじめご了承ください。語尾の表現は「です・ます」調をお願いします。報告書に掲載するため活動の内容がよくわかる写真(2枚程度。写真の肖像権問題がないものの提出をお願いします)を添付して下さい。

## 1. プロジェクト名

障害者権利条約や障害者差別解消法を伝え、差別をなくす事業

## 2. プロジェクトの目的とその背景 300文字まで

今まで国連の「障害者権利条約」を国は署名しただけで、批准していなかった。2013年12月4日に、参議院で批准する事が承諾された。権利条約は憲法と法律の間に位置する大変重要な決まり事になる。又、障害者権利条約を批准するための障害者差別解消法(障害を理由にとする差別や虐待の解消を推進に関する法律)が成立し、2016年4月に施行される。障害者差別解消法が成立し、2016年に施行されることによって、前向きな内容になり、差別や虐待が無くなると期待される。そこで、障害者の地域生活が向上していくと思われる。また混乱を防ぐ為に、障害当事者ならば、地域住民に訴え、これからの情報を周知するとともに内容を広める。

## 3. プロジェクトの内容 300文字まで

- ・様々な差別の学習会開催 4回
  - ① 障害児(者)教育についての差別
  - ② 入所施設(社会的)に関する差別や虐待
  - ③ バリアフリーについて
  - ④ 障害者就労の変遷と現在、そしてこれから
- ・講演会開催 1回  
障害者権利条約と障害者差別解消法について
- ・開催・報告については当団体の通信にて広く広報を行った。

## 4. プロジェクト実施にあたっての工夫点とその効果 300文字まで

当初の予定では学習会を3回だったが、アンケート等で要望のあった就労問題を追加した。教育に関しては、講師の方から、地域の学校に通う障害児(者)の親御さんから話を聞きたいとの要望があり、立川の中学校のエレベーターが設置するまでの動き(運動)に、携われて来られた方に、学校(教育委員会)側の対応などを話していただいた。就労についても、講師に全体的な話を伺うとともに、当事者の方に体験談を発表していただき、より具体的なことが学べるような構成にした。また、他の回や講演会でも、多くの事例を出していただき、権利条約や差別解消法を自分の近くにある問題として感じてもらった。

## 5. 全体的所感、終了しての感想など 300文字まで

法律は分かりにくい部分があるが、まず障害者自身が、障害者権利条約と障害者差別解消法をきちんと理解し、地域に対して法的な根拠ができた事を伝え、具体別的にどのような配慮が必要かを発信し、事例を増やしていく事が必要だと感じた。差別がなくなるには、長い時間がかかりそうだが、障害当事者が今まで苦痛に思ってきたことが、少しずつなくなり、安心して地域生活を送れる事を願う。

## 6. 参考資料

支援対象プロジェクトで作成したチラシ、パンフレットやマスコミで紹介された記事等は現物またはコピー、活動風景の写真を参考資料として提供してください。

参考資料あり・特になし

## 「Shinjoプロジェクト」2014、始動

# 障害者に対する 様々な差別の学習会

日本での「国際障害者の権利条約」への署名から約7年、条約が求める水準に達したとして2013年末に批准を承認しました。権利条約に批准するための「障害者の差別解消法」も成立し、2016年4月に施行されます。差別解消法は、差別的扱いの禁止や合理的配慮、権利侵害を防止する啓発につとめる事、などを定めています。法律が施行されても、障害者を取り巻く状況がどうなっているのか把握していなければ、それは絵に描いた餅に過ぎません。

どのような差別や虐待が起こっているのか、権利条約と差別解消法とはどんな制度なのか、学習会及び講演会を通して、より多くの方々に理解してもらいたいと思います。

### 第1回 障害児(者)教育についての差別

日にち 8月28日(木曜日)

時間 13:30~16:30 (受付:13:00~)

場所 昭島市保健福祉センター(あいぽっく)4F 講習室

講師 尾上 浩二氏

定員 15名(先着順)

参加費 無料

お問い合わせ・参加申込みは、  
担当:吉本まで

#### 尾上氏 プロフィール

1960年大阪生まれ。小学校を養護学校、施設で過ごした後、普通中学・高校へ進む。

大阪市立大学に入学後、障害者問題のサークル活動をきっかけに、自立生活運動に取り組み始める。

障害者制度改革推進会議委員、障害者政策委員会委員等を歴任し、現在はDP|日本会議・副議長を務める。

~~ 今後の予定 ~~

第2回「入所施設(社会的)に関する差別や虐待」 9月開催予定

第3回「バリアフリーについて」 11月開催予定

講演会「障害者権利条約と障害者差別解消法について」

2015年1月開催予定

日時、場所、講師等は、決まり次第お知らせします

## 「障害者に対する様々な差別について」 報告・感想

Shinjo プロジェクト市民活動公認助成事業

### 第1回学習会（8月28日）

「障害児（者）教育についての差別」

講師：DP | 日本会議副議長 尾上浩二氏

ご自身の体験を元に、障害児の教育現場に於ける差別とはどのようなものか、インクルーシブ教育の必要性、障害者権利条約や障害者差別解消法における合理的配慮などについて、お話しいただいた。

養護学校・施設を経て、中学から地域の学校に通うようになった尾上さん。施設では最小限の私物しか持たず、衣類の全てには大きな名札が付き、外出はほぼ皆無な生活を強いられていたという。

その後、施設職員や養護学校の教師の勧めもあり、普通中学校に通うようになる。但しそれは、設備の補充はしない、先生の援助はない、子供たちの手を借りないなどの、特別扱いはしないという条件の下での入学だった。

それでも、自宅の近所に同級生がいた事もあり、また、友人の誘いで電車を使っての買い物などの外出・生活経験をする事で、世界は大きく広がったようだ。同世代の同じ地域に属する子供たちと接触する事で、障害者・健常者が分け隔てなく生活できる、インクルーシブ教育なくして地域は作れないという事だそうだ。

自分たちが体験したような苦労は次世代には味合わせたくない、設備が無いからといって拒否させない環境を作らなければならないという思いで、障害児教育問題に取り組んできた尾上さんは語る。

障害者差別解消法の、障害者への差別や合理的配慮の事例を挙げて、前半は終わった。

後半の前に、体験発表という形で立川市在住の松崎ゆかりさんがお話ししてくれた。当センターが発行している『介助技術の玉手箱』の挿絵を描いてくれた方のお母さんだ。

障害者の娘さんを地域の小学校に入学させるために、教育委員会と何度も話し合いを行なった事や、中学校への入学に際しては、学校にエレベーターを設置させるよう、市長や市議に掛け合ったお話を下さった。

特にエレベーターには拘り、娘さんが入学する迄に設置は難しいとの回答にも、毅然とした態度で、それでも構わないので設置して欲しいと訴えたそうだ。これも、次世代に苦労を引き継がせないという事だと思う。結果的にエレベーター設置は間に合い、今では立川市内のほぼ全ての小中学校にはエレベーターが設置されている。

後半は再び尾上さんが、障害者差別解消法の中でも、教育現場に於ける合理的配慮についての具体例や、改正障害者基本法のお話しをしていただいた。

また、障害者基本法に伴い改正される学校教育法の、障害児童の就学決定プロセスの紹介があった。これまでは、就学時健康診断を受診後、就学基準に満たない児童は原則特別支援学校へという制度だ

ったが、改正後は教育委員の総合的判断を経るものの、本人・保護者の意見を最大限尊重し普通小学校へ行けるという制度になっている。

インクルーシブ教育の取り組みとして、東大阪市の就学手続きの紹介もあった。こちらの大きな特徴は、就学通知発送＝原則普通小学校への入学を前提としている事だ。※本人・保護者が望めば、特別支援学校を選択する事もできる。

このように、地域社会へのインクルージョンを成し遂げるためには、教育の段階から大きく変えていかなければならないという事がよく解った。

それでも、差別はなくならないかもしれない。

子供たちには、自分とは違う人がいる、違う事があるという事を教え、それらを踏まえて地域社会は構成されている事を実感できれば、差別を減らせる事はできるのではないかと感じた。

### 第2回学習会（9月30日）

「所施設（社会的）に関する差別や虐待」

講師：社会福祉法人緑新会多摩療護園  
平井寛氏

施設における差別の捉え方は人それぞれであり、差別となるか、区別となるかは難しいところだという。施設の存在自体を差別であると捉える人。施設は福祉的配慮がすぎるので、自立を阻害すると考える人。合理的配慮のかたまりであり必要不可欠だと考える人など、人の数だけ意見が存在する。そこで各個人への適切な支援が必要になるが、施設と当事者団体の間でも、これは難しいテーマであるという。

「ただ、職員が各個人の身体機能や知的判断能力の問題をもとにして、特別否定的な扱いをすることは絶対に許せない。その意識をしっかりともち取り組んでいきたい。」と平井さんは強く言う。

施設の歴史には虐待があり、福祉先進国でさえ深刻な人権侵害の背景をもっている。

人は集団のルールを守らなかった者に罰を与えると快感を得るという本能があるのだそうだ。多数者と少数者の異質差をどのように乗り越えていくかが問題となる。また、福祉の現場の職員には、人の痛みがわかることが求められるが、そのような人であっても、強い被害者意識を持つと、加害者に転嫁することがあったり、極端な環境の変化や負荷のかかる条件によって自己コントロールができなくなる場合もあるという。虐待を考えるうえでは職員の性質を見抜くことや、置かれる環境などへの配慮も必要となってくる。

そして、実際に虐待が起きても、被害者の声の中々明るみに出てこないという問題が大きい。被害者が苦情を容易に申し立てることができるシステムが不可欠になってくるだろう。

現在、多摩療護園は日本で一番、身体障害者の地

域移行を実践している施設だとい  
う声もある。その背景には権利擁護活動の活性化  
を目指した、利用当事者主体の施設づくりと改  
革があった。生活改善から始まり、同性介助、苦  
情受付の多様な窓口、個人の精神的問題を考慮し  
た環境づくり、第三者機関の設置など、開設以来  
42年間で様々なことを実現してきた。それでも  
平井さんは、まだまだ工夫が足りていないと感じ  
ることがあるのだという。

施設は多くの人が生活をおくる場であり、多く  
の人の職場でもある。多くの人の価値観と気持ち  
があり、それを統一することはできない。その中  
で柔軟な考え方や、偏らない視点で物事を見つめ、  
当事者の声に耳を傾け、施設外の客観的な意見  
を取り入れることが重要であると感じた。人と人  
とが関わりあう限りトラブルは尽きないだろうと思  
うが、どんなに小さなトラブルにも真剣に向き合  
い、前向きに捉えることで、たどり着く結果は大  
きく違うのだと学んだ。

### 第3回学習会 (11月14日)

「バリアフリーについて」

講師：DP | 日本会議バリアフリー担当  
今西正義氏

今西さんは高校三年生の時に頸髄を損傷して  
車いすを使うことになったが、その当時は駅にエ  
レベーターなど全くなく、狭い改札を車いすごと  
担ぎ上げてもらって通っていたそうだ。その際、  
車いすから落ちてケガをしたことも。自分でど  
こかへ行きたいと思っても、電車やバスに乗れな  
ければ非常に狭い範囲でしか自由に動けない。1人  
で自由にどこへでも行きたい。そんな素朴な思  
いから、障害者の交通に対しての運動は始まった  
そうだ。40年かけて、ハートビル法、交通バリア

フリー法、バリアフリー新法と、障害者を取り巻  
く環境は変わっていく。

ハートビル法が施行された翌年、995年に阪  
神淡路大震災が起こり、復興にあたって障害当事  
者が参画し、初めて当事者の声が反映された街づ  
くりが行なわれた。障害者の存在を無視して作ら  
れた街には様々なバリアがあるが、最初から「障  
害者もいること」を前提として作られれば、当然  
前に使える。その後、障害者だけでなく子供や高  
齢者などにも対象を広げたユニバーサルデザイン  
の考え方が広まっていき、今では昭島市内の全駅  
にエレベーターがつき、低床バスも増え、ショッ  
ピングモールには広いトイレが複数設置されるよ  
うになった。

しかし、都市部以外では未だ昔と変わらぬ障壁  
の多い街並みがあり、地域で大きな格差がある。  
また、エレベーターがあるのに、すぐそばに段差  
があり転倒の危険のある場所や(死亡事故もあ  
ったそうだ)、いろいろな要素が集まりすぎて使い  
にくくなってしまっている多機能トイレ、“欄干  
のない橋”に例えられる駅のホームなど、まだ  
「誰でも自由にどこへでも」というには遠い現  
状がある。一部でバリアフリーが進んだ結果、そ  
こにいれば不便を感じないので、問題視しない当  
事者も増えているという。今西さんがおっしゃ  
っていた判断基準、「一般の人と同じことが、障  
害があっても出来るのかどうか」。そう考えると、  
まだまだ課題となることは多いのではないだろう  
か。

今西さんは、差別をなくすにはきちんと勉強を  
することが必要だという。自分(の属する障害)  
のことだけではなく、いろいろな立場の人々にと  
ってどうなのかを考えるには、様々な障害や立場  
の人のことを理解することが必要である。感情論  
ではなく、理屈や法律を踏まえて考えていくこ  
とが、不可欠なのだと感じた学習会だった。

#### 参加者のアンケートより (一部抜粋)

- ・とても有意義でした。障害当事者側からの、地域社会へのアプローチ、取り組みについて、あらためて考  
えさせられました。地域社会に「いさせてもらう」から、地域社会を「組み替える・刺激していく」。(教育)
- ・物的な差別、配慮についての差別、1人1人の心や考え方による差別、また差別される側のとらえ方など、  
範囲が多岐にわたり、難しい問題であると思いました。(施設)
- ・質問者の「同じ思いの人がいるかどうかもわからない」という言葉に、「ここにあります!」と、参加者が回答  
した事が印象的でした。まず当事者同士で気持ちを話しあえる場を持つことが、差別をなくすためには大切な  
一歩だと思いました。(バリアフリー)

#### 編集後記のようなもの……

日本財団車両助成の結果が来た。  
今年もペラペラの封筒だった。  
……つまり、今回もダメだったという事だ。  
ああああ……。  
また来年、申し込みをしなければ……。 (は)

編集・発行：NPO法人 自立生活センター・昭島  
住 所：東京都昭島市朝日町3-18-12  
T E L：042-545-7553  
F A X：042-545-7637  
メー ル：cila@nifty.com  
ブ ロ グ：自立生活センター・昭島の日常  
[http://blogs.yahoo.co.jp/npo\\_cil\\_akishima](http://blogs.yahoo.co.jp/npo_cil_akishima)

発行人 障害者団体連絡代行協議会(昭島部)  
東京都昭島市朝日町3-18-12  
042-545-2021



## 差別についての学習会、全ておわりました

Shinjōプロジェクトの今年度の事業「障害者に対する様々な差別についての学習会」が全て終わりました。ご参加いただき、ありがとうございました。

「障害者の差別解消法」が成立され、「障害者権利条約」に批准したからといって、即ち差別がなくなる・なくなったという訳ではありません。依然として障害者への差別は存在します。この事業では、「教育についての差別」「入所施設(社会的)に関する差別や虐待」「バリアフリーについて」「障害者就労の変遷と現在、そしてこれから」と題した4回の学習会と「障害者権利条約と障害者差別解消法について」の講演会を行ないました。学習会は、元々全3回の予定でしたが、参加者のアンケートや職員内からも声が上がリ、労働についての学習会が追加されました。

### 第4回学習会(1月30日)

「障害者就労の変遷と現在、そしてこれから」

講師：昭島市障害者就労支援センタークジラ  
市村たづ子氏

障害者雇用の歴史や、身体・知的・精神の障害毎の傾向、必要な就労準備性、合理的配慮などについてお話していただいた。企業側は、安定して通うことができ、仕事に必要な報告・相談ができる事、そして何より働きたい気持ちを求めている。仕事をするには、体調や病状が安定している事や、時間管理が出来る事、コミュニケーション力などが必要となるので、本人が自分の特性を理解し、どういう配慮があればそれができるのかを考えていく事が重要になるようだ。障害者差別解消法では、民間企業に対しては合理的配慮の提供は努力義務だが、平成28年4月より施行される障害者雇用促進法では、民間企業であっても合理的配慮の提供を義務付けている。どういう条件であれば能力を発揮できるのか、自分は何ができるのかを理解しておき、どういう配慮が必要かを本人がきちんと企業に提示できる事、そして求めるだけではなく配慮をしてくれたらしっかり働くという事が大切だという。

市村さんの講演とともに、当団体の理事でもある三原恭明さんに、体験談をお話していただいた。誕生時に左耳失聴・右耳難聴、口蓋破裂の障害を有していた三原さん。一番困ったのは、職場

の人とのコミュニケーションだったそうだ。聞こえる人は会話に参加していなくても耳でだけ聞く、聞こえているという事があるが、聴覚障害者にはそれができないため、得られる情報が限られてくる。筆談を希望してもしてもらえず、話しかけられても口の動きが早くて読み取れない。手話ができる人も居らず、聞こえないという事を理解してもらえない。最初に就職した会社と次の会社では、とても苦しかったそうだ。その後就職した(株)東芝では、最初は同じような感じで、手話通訳などを求めたが受け入れてもらえなかった。しかしこれまでと違ったのは、他にも聴覚障害の人がいた事だった。休憩時間などに手話で会話ができる、それは日々の楽しみとなった。手話に興味を持ってくれる人と共に会社の中に「手話を学ぶ会」を立ち上げ、手話を生き生きと使ってコミュニケーションをとる姿を見て、聞こえる人や会社側にも必要性を感じてもらえ、手話が出来た社員同席での会議や、手話の会への補助など、少しずつ理解が広がっていった。

三原さんは手話ができる事と手話通訳ができることは違うと言う。会社に対して公的な手話通訳者の派遣を求めたが、社外秘の事などが多く、残念ながらそれは認められなかった。しかしながら、手話そのものの理解、手話ができる社員は増えていき、コミュニケーション環境が良くなった事で、本来の力を発揮できるようになり、定年まで勤め上げた。

三原さんの体験は、まさに配慮があれば能力を発揮できるという事の実証だと思った。市村さんの講演の中で、企業側の担当者が、企業と本人の間で板挟みになって潰れてしまうという話があったが、こういった具体的な事例が数多くそして広く知られていって欲しいと思った。市村さんは障害があるから働けないという時代ではなく、共生社会を目指すならば就労=収入を得て経済的に自立する事が必要だと語った。一般には仕事をするという事は義務である。必要な配慮を得て、その同じ土台に乗ってこそ、障害のある者も無い者も、互いの理解は進むのではないかと思った。

## 講演会(2月27日)

「障害者権利条約と障害者差別解消法」について  
講師：藤岡毅氏(東京弁護士会所属)

2014年1月、日本が国連に障害者権利条約(以下：権利条約)の批准書を提出し、正式に140番目の締約国となった。この条約の締約国は、障害者が他の者と平等な選択の機会をもち、平等の権利が得られる事を保障している。

権利条約の目的は、全ての障害者のあらゆる基本的人権が、完全にそして平等に享有されることが今よりもっと促進され、確実に守られ、しっかりと実現される事、障害者一人ひとりの、人間としての尊厳が尊重される社会になる事である。

これまでの障害者概念の、障害を個人の努力で克服すべきとの考え方である「医学モデル」から、障害の責任は障害者個人ではなく、障壁を除去しない社会に問題があるとの考え方である「社会モデル」への転換が大きなキーワードになっている。このため、社会的障壁を解消するための「合理的

配慮」が必要となってくる。

「合理的配慮」とは、障害者と健常者が平等に社会参加を送るためのギャップを埋め、または行使する事を確保するための、必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものである。権利条約が規定する差別禁止は、漸進的(ぜんしんてき)義務(徐々に進めていけば良い、努力義務に近い)ではない。即時的実施義務(すぐに行なわなければならない)である。

権利条約批准に先立って成立した障害者差別解消法。この法律でもポイントとなるのは、「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」の禁止である。つまり、合理的配慮をしなければならない。合理的配慮を行わない場合には差別に当たる。障害は個人の責任ではないとの社会モデルの考え方の通り、バリアがあるのは社会の責任であり、バリアの除去は社会の義務であるという事である。具体例として、日本ヒューレット・パカード事件やJリーグでのジャパニーズオンリー事件、障害者の施設建設反対運動などの事例が紹介された。

差別を禁止する法律が出来ても、まだどうなっていくかは不安がある。藤岡氏は今後について、社会モデルを使いこなし、社会の側が障壁除去義務を尽くしているのかを、私たち自身が検証する習慣やトレーニングが必要だと言う。一人の力では弱いので、仲間と連携して同様の目に遭っている人同士で声を上げ、事例を全国的に共有していく事が大切だと語られた。

法律は分かりにくい部分があるが、まず私たち障害者がこの法律をちゃんと理解し、地域に対して法的な根拠ができた事を伝えるとともに、具体的にどのような配慮が必要かを発信し、事例を増やしていく事が必要だと思う。

今年度の事業を通して、改めて感じている事があります。個人的な事ですが、私が妊娠した時、医者にはすぐ中絶を勧められ、5ヶ月を迎えるまで通院のたびに中絶しないのかと確認され続けました。またその後は、里親などを勧められた経験があります。どうしてこんな思いをしなくてはいけないのかと悩み、病院に行くのがとても辛く、本来なら子供に会える喜びで満たされるはずなのに、大変複雑な思いをしました。今振り返ると、これらの行為は医療モデルから考えた福祉サービスの結果の言動だと思っています。

これからは、社会モデルの考えの下、社会の環境が整い、障害者が自由に出産・育児ができるようになって欲しいです。

差別がなくなるには長い時間がかかりそうですが、私たちが今まで苦痛に思ってきた事が、少しずつなくなっていくことを願っています。